

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	
規制の名称	国際協力排出削減量関係事務に係る指定法人制度の新設	
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止	
担当部局	環境省地球環境局	
評価実施時期	令和6年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	途上国等への技術等の普及や対策実施を通じて実現した排出削減・吸収量を我が国の目標の達成に活用する二国間クレジット制度（JCM）は、パートナー国の増加等により、実施体制の強化が急務であることを踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により、これまで主に政府が担ってきた JCM クレジットの発行、管理等を一元的に行う指定法人制度を創設する。	
想定される代替案	国際協力排出削減量関係事務に係る登録制の採用	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	<b>遵守費用</b> 主務大臣の指定を受けるための申請書の作成及びその提出に係る人件費や時間費用 「時給（約 2,100 円）×約 3 人×約 6 時間（約 3 日×各日約 2 時間の作業と仮定）×対象となる数」	左記と同程度が想定される。
	<b>行政費用</b> 指定に必要な要件を具備しているかどうかの確認・審査に係る人件費や時間費用 「時給（約 2,100 円）×約 2 人×約 21 時間（約 7 日×各日約 3 時間の作業と仮定）×対象となる数」	左記と同程度が想定される。
直接的な効果（便益）の把握	以下の便益が見込まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国で 1 つに限られた指定法人が一気通貫で業務を行うことにより、全体的な業務効率化が図られること</li> <li>・ 年度を跨ぐ中長期的かつ安定的な実施体制の確保が可能となること</li> <li>・ 政府は、JCM の利活用促進やパートナー国の拡大等の政府が本来担うべき政策面に注力できること</li> </ul>	現状の一般委託と同様に、複数の事業者で関係事務を実施することが妨げられないため、業務効率化の便益が得られない。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	指定法人制度自体、主務大臣による指定を受けた者に参入を制限するものである。他方、国際協力排出削減量関係事務は一元的かつ統一的な情報管	登録制によって、指定法人制度と比較すると参入障壁は緩和されるが、一元のかつ統一的な情報管理が困難となる。

	<p>理を要する行政事務であるため、当該事務を外部機関に委任する上で指定法人制度を活用することは妥当と考える。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>今般の改正に伴い発生する遵守費用及び行政費用は、上記2のとおり軽微である一方、便益としては、指定法人の下で国際協力排出削減量関係事務の一元的な運営が実現することで、全体的な業務効率化が図られ、年度を跨ぐ中長期的かつ安定的な実施体制の確保が可能となるほか、政府はパートナー国の拡大等の政策面に注力できることとなる。</p> <p>これらの費用と便益を比較すると、便益が費用をはるかに上回ると考えられることから、当該規制を導入することが妥当と考える。</p>
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	<p>本法律案では施行から5年後となる令和12年までを施行状況の検討開始時期として設けていることから、施行から5年後の令和12年（予定）までに事後評価を実施する予定。</p>
備考	